

2024-02-27

規制改革推進会議専門委員 村上文洋

第5回スタートアップ・投資等WG コメント

本日、所用によりWGに出席できないので、資料を事前に拝見し、以下コメントします。

<法務省資料（資料1）に対して>

1. 「定款作成支援ツール」について

このツールで作成した定款案（モデル定款）は、誰が確認するのか。仮に公証人または公証役場が行い、かつ費用が発生するのなら、改善には程遠い。機械的な形式チェックだけなので、公証人または公証役場が関与しなくてもよいようにすべき。

またこのツールに限定せず、同様の項目であれば、民間の会社設立支援サービス等で作成したモデル定款も、公証人または公証役場の関与なしに、定款として認めるべき。

2. 「ウェブ会議」について

上記のモデル定款であれば、ウェブであろうが面前であろうが、公証人または公証役場の関与は不要にすべき。ウェブ会議または面前は、モデル定款以外の場合に限定すべき。

法務省調査でも明らかになったように、公証人における定款認証は、実際には公証人が対応しないケースが存在するなど形骸化しており、起業家に負担を強いる以外の何物でもありません。永年検討してきて、できた案がこの内容とは悲しい限りです。法務省には、もっと真剣に規制緩和に取り組んでいただきたい。

以上